

## 議事要旨(2) IFRS適用課題対応専門委員会における検討状況

冒頭、川西常勤委員より、第 7 回 IFRS 適用課題対応専門委員会における議論の状況について、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 企業会計基準委員会が公表している中期運営方針では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みについて言及されているが、その取組みの一環として、今後新たに開発される日本基準については、今回のリスク分担型企業年金と同様、我が国における IFRS の適用上の課題の検討対象としてはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとしては、特に重要な会計基準については大きな相違が出ないように、基準開発の段階から IFRS の規定等を踏まえた検討を行っている。一方で、会計基準の体系が異なる中で、すべての会計基準について網羅的に国際的な会計基準との相違を整理するというのは困難である。
  - そのため、我が国における IFRS の適用上の課題として検討対象のテーマとするか否かについては、IFRS 適用課題対応専門委員会に要望が寄せられたテーマについて、市場関係者からのニーズ、重要な影響が生じる可能性が高いか、重要なばらつきが生じる可能性が高いかといった側面を踏まえて、個別に判断するという運用を想定している。
- ある委員より、次のコメントがあった。
    - 我が国における IFRS の適用上の課題に関して、IFRS を開発する IASB が各国の会計基準設定主体に対し、原則として、解釈指針を開発しないことを要望している点や、その意向を踏まえて今回検討しているリスク分担型企業年金の IFRS 上の取扱いへの対応も企業会計基準委員会による何らかの IFRS 適用上の解釈を行うことを意図したものではないことなど、今回の対応の枠組み自体が容易には理解しにくい側面があると考えます。我が国における IFRS の適用上の課題への対応については、その趣旨も含めて周知する必要があるのではないかと。

これに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討するとの回答がなされた。

以上